資料①

【必ずお読み下さい】

令和４年度豊橋市ヘルメット購入補助金の概要

項目	新（令和４年度）	旧（令和３年度）
対象		
対象者	変更なし	市内在住の方
対象年齢	変更なし	制限なし
対象ヘルメット	変更なし	SG マーク・JCF マークなど安全性の認証を受けたもの
対象取扱店舗	変更なし	ヘルメットを販売し、事前に事業協力店になる旨を市に申込みをした店舗
補助額等		
補助率	変更なし	購入金額の２分の１
上限額	変更なし	2,000 円
補助の制限	変更なし	１人につき１回まで
市民の方の申請手続き等		
申請者 （購入割引券兼誓約書）	変更なし	申請者本人 ※子供が利用者の場合、子供の名前で申請。保護者の名前で申請は不可。
申請方法	変更なし	・ｅあいち豊橋市電子申請・届出システムによる電子申請 ・市役所安全生活課の窓口申請 ・各窓口センターにて購入割引券兼誓約書を受け取り、郵送により申請
提示書類	変更なし	本人確認書類を購入時に提示する。 （子供が利用者の場合、子供の本人確認書類を提示。保護者のものは不可。）
購入割引券兼誓約書の様式	様式変更あり ※令和３年度の様式は使用不可。 ●変更点 ①署名年月日記入欄の廃止 ②購入日記入欄の追加	―
購入割引券兼誓約書の使用期限	令和４年度のみ有効。 ※予算の上限に達するなどにより年度途中であっても締め切る場合があります。	令和３年度のみ有効。
事業協力店への加入方法等		
申請方法	変更なし	事業協力店申込書を市に提出する。
事業協力店（から市への）申請手続き等		
支払い方法	変更なし	当月分の購入割引券兼誓約書を翌月１０日までに市に提出する。

支払いの流れ［重要！！！］

申請・受付の流れ

① ヘルメットを販売の際受けつけた、１か月分のヘルメット購入補助金の購入割引券兼誓約書を取りまとめる。

② 翌月１０日までに市に対して資料② ２３ページの「豊橋市自転車ヘルメット購入補助金交付申請書」と２５ページの「請求書」を、①でとりまとめた当月分の購入割引券兼誓約書を添えて市に提出する（日付は入れない）。

③ 請求から３０日以内に市から貴店の指定口座に補助金を振り込む。

令和３年度スケジュール

	市に補助金の申請・請求	補助金の支払い
４月分の購入割引券兼誓約書	５月１０日まで	６月１０日まで
５月分	６月１０日まで	７月１０日まで
６月分	７月１０日まで	８月１０日まで

・
・
・

１月分	２月１０日まで	３月１０日まで
２月分	３月１０日まで	３月末まで
３月分	４月１０日まで	５月１０日まで

注意事項

※適法な請求書を受け取ってから３０日以内に支払います。
（１０日までに申請いただいても、不備などの修正により５日要した場合は請求日が１５日となり、そこから３０日以内に支払います。）

※４月１日から３月末までに市より販売店へ支払った分が県からの補助対象となります。
このため、特に２月分については、３月１０日までに必ず申請して頂きますようご協力をお願いします。

※予想を上回る申請がなされ予算の上限に達するなどの理由により、年度途中に市民からの購入割引券兼誓約書の申請受付を締め切る場合や、購入割引券兼誓約書が発行された市民であっても、年度末前に店頭での補助金分の控除を打ち切るよう事業協力店へお願いする場合があります。具体的な対応方法につきましては、状況等に応じて改めてご連絡差し上げます。

購入割引券兼誓約書の取り扱いについて

■ 白紙の購入割引券兼誓約書の取り扱いについて

ヘルメットの補助を受けられるのは１人につき１回までのため、事前に市役所へ申請をして（以下「事前申請」という。）、重複受給がないか確認を受ける必要があります。

事前申請には、以下の３種類があります。

	事前申請方法	事前申請したこと（有効な購入割引券兼誓約書かどうか）がわかる表示
1	インターネット（e あいち　豊橋市電子申請）による申請	購入割引券兼誓約書の個人番号欄に ８ 桁の数字が印字される。
2	市役所安全生活課窓口にて直接申し込み	購入割引券兼誓約書の個人番号欄に「豊橋市役所安全生活課」のゴム印が押印されている。
3	各窓口センターで申請書を受け取り、郵送により市役所安全生活課に申請	

有効な購入割引券兼誓約書にはゴム印による押印または個別番号が付されます。

１の電子申請をした場合、お客様ご自身で購入割引券兼誓約書をダウンロードして印刷をする形になりますが、（自宅にプリンターがない等の理由により）印刷をせず来店される方もいます。そのため、白紙の購入割引券兼誓約書をお店に置いていただき、お客様から購入割引券兼誓約書のダウンロードページをご提示いただいた場合に限り、その場で記入し受付が可能になります。

そこで、以下にご注意ください。

・白紙の購入割引券兼誓約書は、購入割引券兼誓約書のダウンロードページをご提示いただいた方にのみ使用してください。

・白紙の購入割引券兼誓約書を配る等店外には絶対に持ち出さないようお願いします。

（事前申請手続きのため市役所安全生活課窓口に市民を案内する場合も、白紙の購入割引券兼誓約書を渡さないでください）。

■ 購入割引券兼誓約書の個別番号欄について

購入者が提示した購入割引券兼誓約書の個別番号欄に、数字（８ケタ）あるいは「豊橋市役所安全生活課」のゴム印が押してあるかどうかの確認をお願いします。

（購入割引券兼誓約書の記入事項の例）

購入者（ヘルメット使用者）	住所	電話番号
(フリガナ) トヨハシ タロウ 豊橋　太郎	〒 440-8501 豊橋市今橋町１番地	090-1234-5678
所属する園・学校名/勤務先	生年月日	個別番号
豊橋小学校	○年　○月　○日	○○○○○○○○ または 豊橋市役所安全生活課

■　事業協力店記入欄について

市民の方が購入時に持参する購入割引券兼誓約書に、記入していただく箇所があります。以下のとおり、注意事項を確認していただき、記入漏れのないようご注意ください。

【記入例】

① 金額記入欄		メーカー・商品番号	OGK　SK-02
販売額（A）	3,810　円	安全マーク	(SG)・　JCF　・その他（　　）
補助額（B）	1,900　円	③　確認証明書	運転免許証　・　(健康保険証)　・　学生証
購入額（A−B）	1,910　円		その他（　　）

②

① 補助額に１０円未満の端数が生じた場合は切捨て処理をしてください。

② メーカーと商品番号、安全マークについて正確に記載をお願いします。
※メーカー名のみの記載は、安全性の認証を受けたヘルメットかどうか特定できないため受付できません。

③ 必ず購入者（ヘルメット利用者）の確認証明書で以下の条件を満たすもので本人確認を行ってください。
（１）　氏名、住所、生年月日の確認ができるもの
（２）　公的な機関から交付されているもの
※購入者（ヘルメット利用者）が未成年者の場合、保護者の方の本人確認書類では受付不可です。

●署名年月日欄を削除し、販売店印の下に新たに購入日欄を設けましたので、記入をお願いします。

（販売店印）
購入日：　　月　　日

■　訂正方法について

訂正箇所がある場合、二重線で訂正していただくようお願いいたします（訂正印不用）。修正テープ等は使用しないでください。

■　令和３年度（R４.3.31 まで）の割引券について

令和４年度には、令和４年度に発行した購入割引券兼誓約書しか使うことができません。

令和３年度の購入割引券兼誓約書は、令和４年度は無効ですので、購入時に令和３年度の購入割引券兼誓約書をお持ちになった市民の方には、もう一度市に申請し直していただくようご案内ください。

資料②

令和４年度豊橋市ヘルメット購入補助金の事業説明資料

■目次

令和４年度豊橋市ヘルメット購入補助金チラシ・・・・・・・・・・・１～２

ヘルメット購入補助金事業受付フローチャート・・・・・・・・・・・３

ヘルメット購入補助金事業フローチャート・・・・・・・・・・・・・４

令和４年度豊橋市ヘルメット購入割引券兼誓約書・・・・・・・・・５

令和４年度豊橋市ヘルメット購入割引券兼誓約書記載例・・・・・・６

ｅあいち豊橋市電子申請・届出システム　フローチャート・・・・・７～１４

豊橋市自転車ヘルメット購入補助金Ｑ＆Ａ・・・・・・・・・・・・・１５～１６

豊橋市自転車ヘルメット購入補助金交付要綱・・・・・・・・・・・・１７～２０

豊橋市自転車ヘルメット購入補助金に関する事業協力店申込書・・・２１

豊橋市自転車ヘルメット購入補助金交付申請書・・・・・・・・・・・２３

豊橋市自転車ヘルメット購入補助金交付申請書記載例・・・・・・・２４

請求書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５

請求書記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

債権者登録申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７

債権者登録申請書記入要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９

令和４年度豊橋市自転車ヘルメット購入補助金

自転車ヘルメット購入補助を受けることができます！

ヘルメットの購入を検討しているみなさまへ

対象者

市内在住で、2019 年度以降に一度も補助を受けたことのない方が対象です。

対象ヘルメット

自転車用ヘルメットで、SG マーク・JCF マークなど安全性の認証を受けたものです。

SG ﾏｰｸ …(一財)製品安全協会の安全認証

JCF ﾏｰｸ…(公財)日本自転車競技連盟の安全認証

ヘルメット購入時にマークがついているか確認してください。

補助額

購入金額の２分の１（上限 2,000 円）

※1 人につき 1 個までの補助となります。

※小学１年生～高校３年生、６５歳以上の高齢者の方は補助額の２分の１は県からの助成を受けています。

その他

補助が受けられるヘルメット取扱店や対象ヘルメットの詳細は、豊橋市ホームページをご覧ください。

申請手続きの流れ

STEP1

豊橋市ホームページから

[e あいち 豊橋市 電子申請・届出システム]

にアクセスして申込み！

※予算の上限に達するなどにより、年度途中であって受付を終了する場合があります。

※その他申請方法
①窓口申請
市役所安全生活課の窓口で直接申込み。
②郵送申請
市内各窓口センターで申込用紙を配布しているので記入後市役所安全生活課まで郵送。後日、市役所より割引券を返送。

STEP2

割引券送付メール受信後、メール本文記載の URL から割引券を印刷し、必要事項を記入したら、ヘルメット取扱店へ購入時に提出！

※自宅にプリンタが無い場合でもダウンロードした割引券をスマホなどに保存し、ヘルメット取扱店に設置してある用紙に転記することで購入できます。

※補助事業取扱店舗はホームページにて掲載しています。随時更新されますので、購入前に必ずご確認ください。
（右 QR コードを CHECK！）

豊橋市
ホームページ

豊橋市役所　市民協創部　安全生活課
交通安全･防犯グループ　TEL(0532)51-2550

12：35　87%

HELMET HOJOKIN

自転車ヘルメットの割引券ってどうやってもらうの？　12：29

補助対象なら「あいち電子申請・届出システム」で申し込みできるじゃんね～
豊橋市のホームページにあるらしいに！　12：30

知らなかった！ありがとう！
4,000 円くらいのヘルメットがほしくて、　12：30

そうなんだ！ていうことは代金の 2 分の 1 補助らしいから 2,000 円で買えるね！
ちなみに上限は 2,000 円なんだって！　12：31

すごく得するね！！早速申し込みしてみる！
あと、ヘルメット以外みんな何か意識してる？　12：32

僕は自転車の定期点検、整備は欠かさないよ！　12：32

私は塾の帰りが夜だから、スポークに反射機材つけてるよー。ちなみにその写真貼っとくね。　12：33

12：33

防犯登録は義務だし、みんなしとるじゃんね！それに、自転車盗まれんよう僕はツーロックしとるに！　12：34

Bb　なるほどね！僕もやってみる！

ヘルメット購入補助金事業受付フローチャート

「eあいち 豊橋市 電子申請・届出システム」で自転車ヘルメット補助金申請をした

購入割引券兼誓約書を印刷し、店舗へ提出

注意事項確認

割引金額でヘルメットを販売

購入割引券兼誓約書を印刷をしてない

「eあいち 豊橋市 電子申請・届出システム」で自転車ヘルメット補助金申請をしていない

インターネット利用可能

豊橋市ホームページから申請

後日、購入割引券兼誓約書を店舗へ提出し、ヘルメットを購入

インターネット利用不可能

市役所安全生活課での窓口申請または郵送申請により、購入割引券兼誓約書を取得し、店舗へ提出

店舗にある白紙の購入割引券兼誓約書に、ダウンロードした割引券に記載された事項を書き写し、店舗へ提出

注意事項確認

割引金額でヘルメットを販売

注意事項

□購入希望ヘルメットに SG、JCF、CE、CPSC 等のマークが付されている

□購入希望ヘルメット 1 個に対して 1 枚の購入割引券兼誓約書となっている

□本人確認をする

・運転免許証、保険証、学生証などで確認

□補助額が販売額の 1/2（上限 2,000 円）となっている

※小学 1 年生～高校 3 年生、６５歳以上の高齢者の方は、支払われる補助額の 2 分の 1 は愛知県から助成を受けます。

□補助金額に１０円未満の端数が生じた場合は切

ヘルメット購入補助金事業（電子申請）フローチャート

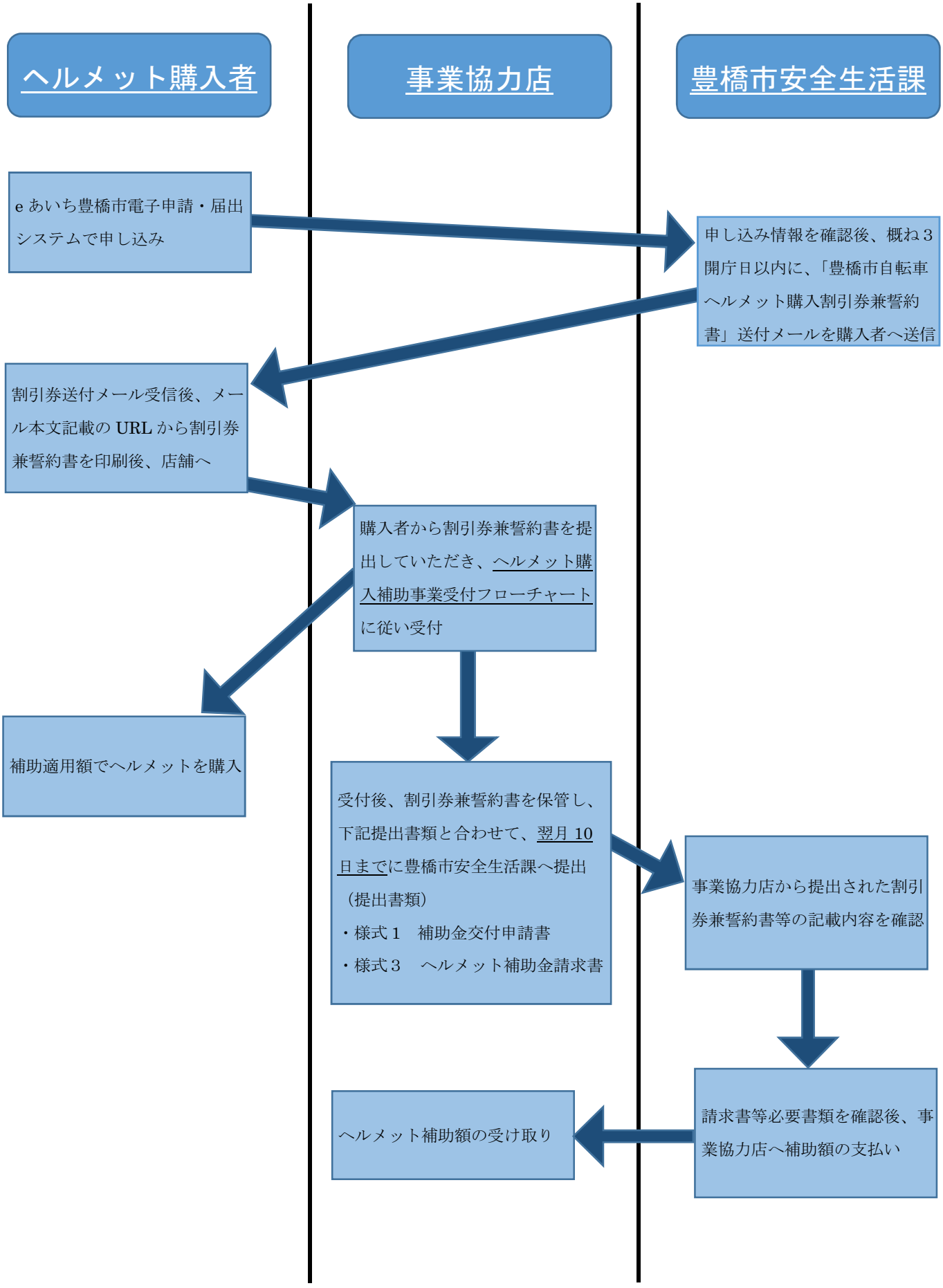

令和４年度豊橋市自転車ヘルメット購入割引券兼誓約書

予算の上限に達するなどにより、年度途中であっても使用できなくなる場合がありますので、お早めにご使用ください。

豊橋市長　様

申請に当たり、次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

一　2019年度以降に同補助金の適用を受けていないこと（他の自治体で、愛知県との協調によるヘルメット購入補助金の適用を受けていないことを含む。）。
二　愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと。
三　同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
四　購入するヘルメットは新品であること。
五　自転車乗車用ヘルメット購入後に発生した事故等について、愛知県及び豊橋市が一切の責任を負わないことについて了承すること。
六　申請内容に虚偽があった場合は、豊橋市に対して補助金を返還すること。
七　事業協力店及び愛知県自転車モーター商協同組合豊橋・田原支部（以下「事業協力店等」という。）が自転車ヘルメット購入補助金の交付申請、請求及び受領のため、事業協力店等を通じて、以下の情報を豊橋市へ提供することについて了承すること。
八　「豊橋市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例」の目的に合致する施策推進に必要な調査等のため、以下の情報を豊橋市が利用することについて了承すること。

署名（購入するヘルメットを被る人）	
保護者署名	

（※保護者署名欄は購入者が高校生以下の場合のみ記名）

購入者（購入するヘルメットを被る人）	住所	電話番号
（フリガナ）	〒	
所属する園・学校名/勤務先	生年月日	個別番号

（事業協力店等記入欄）

金額記入欄		メーカー・商品番号	
販売額（A）	円	安全マーク	SG　・　JCF　・その他（　　）
補助額（B）	円	確認証明書	運転免許証　・　健康保険証　・　学生証
購入額（A−B）	円		その他（　　）

（注意事項）
※購入割引はお一人様１回までです。
※補助額はヘルメット購入費用の２分の１です（上限は２，０００円）。
※補助対象となるのは、市内在住の方のみです（１人につき１個まで）。
※補助金額に１０円未満の端数が生じた場合は切捨て処理をしてください。
※この補助事業で提供された個人情報については、豊橋市個人情報保護条例に基づき、豊橋市及び事業協力店において適正に管理し、「豊橋市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例」の目的に合致する施策以外に使用することはありません。

（販売店印）

購入日：　　月　　日

キリトリ線

令和４年度豊橋市自転車ヘルメット購入割引券兼誓約書（購入者控え）

事業協力店及び愛知県自転車モーター商協同組合豊橋・田原支部より、以下の補助額を豊橋市へ申請・請求します。

（販売店印）

購入者名	補助額（B）

令和４年度豊橋市自転車ヘルメット購入割引券兼誓約書

予算の上限に達するなどにより、年度途中であっても使用できなくなる場合がありますので、お早めにご使用ください。

令和4年度のものであるかを必ず確認してください。

豊橋市長　様

申請に当たり、次の事項を確認し、遵守することを誓

一　2019年度以降に同補助金の適用を受けていないこ　　制によるヘルメット購入補助金の適用を受けていないことを含む。）。
二　愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと。
三　同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
四　購入するヘルメットは新品であること。
五　自転車乗車用ヘルメット購入後に発生した事故等について、愛知県及び豊橋市が一切の責任を負わないことについて了承すること。
六　申請内容に虚偽があった場合は、豊橋市に対して補助金を返還すること。
七　事業協力店及び愛知県自転車モーター商協同組合豊橋・田原支部（以下「事業協力店等」という。）が自転車ヘルメット購入補助金の交付申請、請求及び受領のため、事業協力店等を通じて、以下の情報を豊橋市へ提供することについて了承すること。
八　「豊橋市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例」の目的に合致する施策推進に必要な調査等のため、以下の情報を豊橋市が利用することについて了承すること。

〈購入者記入欄（赤枠）〉
記入漏れがないように確認をお願いします。
記載内容に誤りがないか確認してください。

名（購入するヘルメットを被る人）	
保護者署名	

（※保護者署名欄は購入者が高校生以下の場合のみ記名）

購入者（購入するヘルメットを被る人）	住所	電話番号
（フリガナ）	〒	
所属する園・学校名/勤務先	生年月日	

購入者の署名が必要です。
ただし、購入者が高校生以下の場合は本人と保護者の署名が必要です。

（事業協力店等記入欄）

金額記入欄		メーカー・商品番号	
販売額（A）	円	安全マーク	SG　・　JCF　・その他（　　）
補助額（B）	円	確認証明書	運転免許証　・　健康保険証　・　学生証
購入額（A−B）	円		その他（　　）

（販売店印）

購入日：　　月　　日

〈事業協力店記入欄（青枠）〉
記入漏れがないように確認をお願いします。
□補助額（B）は購入額（A）の2分の1（上限2,000円）で10円未満の
　端数は切捨てします。
□ヘルメットにSG、JCF等のマークがついているか確認します。

令和４年度豊橋市自転車ヘルメット購入割引券兼誓約書（購入者控え）

事業協力店及び愛知県自転車モーター商協同組合豊橋・田原支部より、以下の補助額を豊橋市へ申請・請求します。

（販売店印）

購入者名	補助額（B）

eあいち 豊橋市 電子申請・届出システム

1. HP のリンク先画面

「利用者登録が既にある」からログインされた方については、「６.確認メールの URL にアクセス後の画面」から始まります。

2. 「利用者登録せずに申し込む方」を押した後の画面

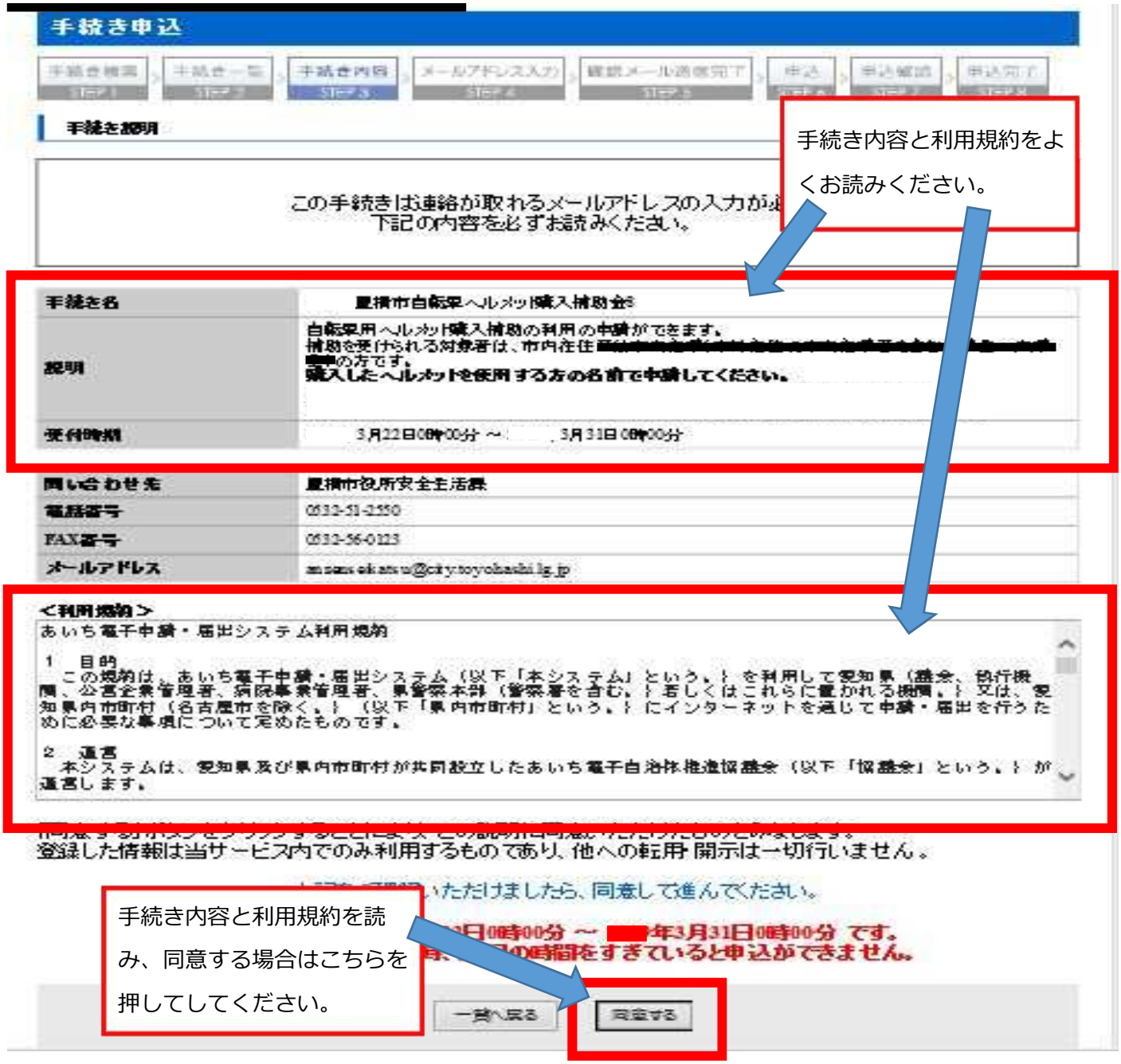

3. 「同意する」を押した後の画面

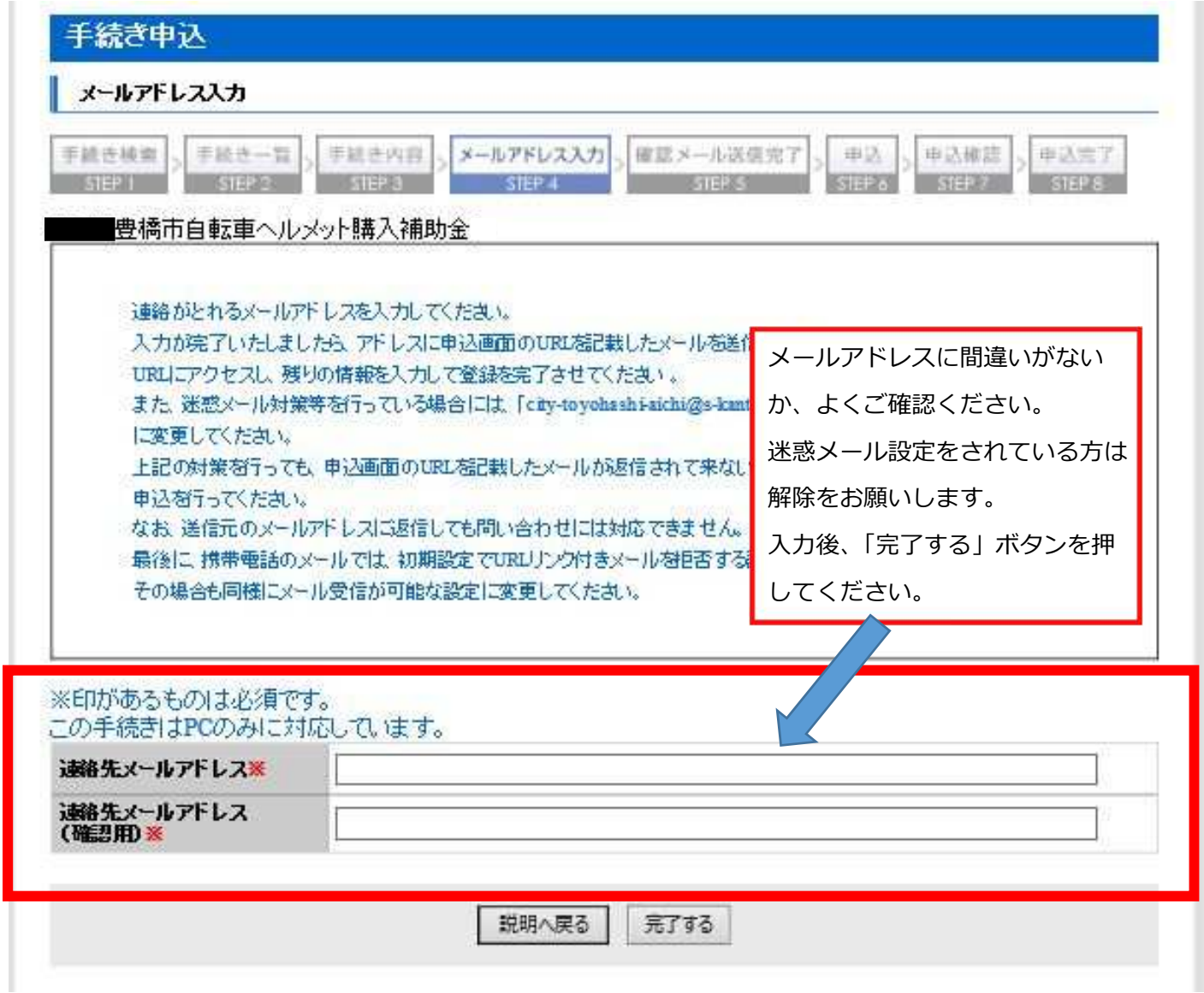

4. 完了ボタンを押した後の画面

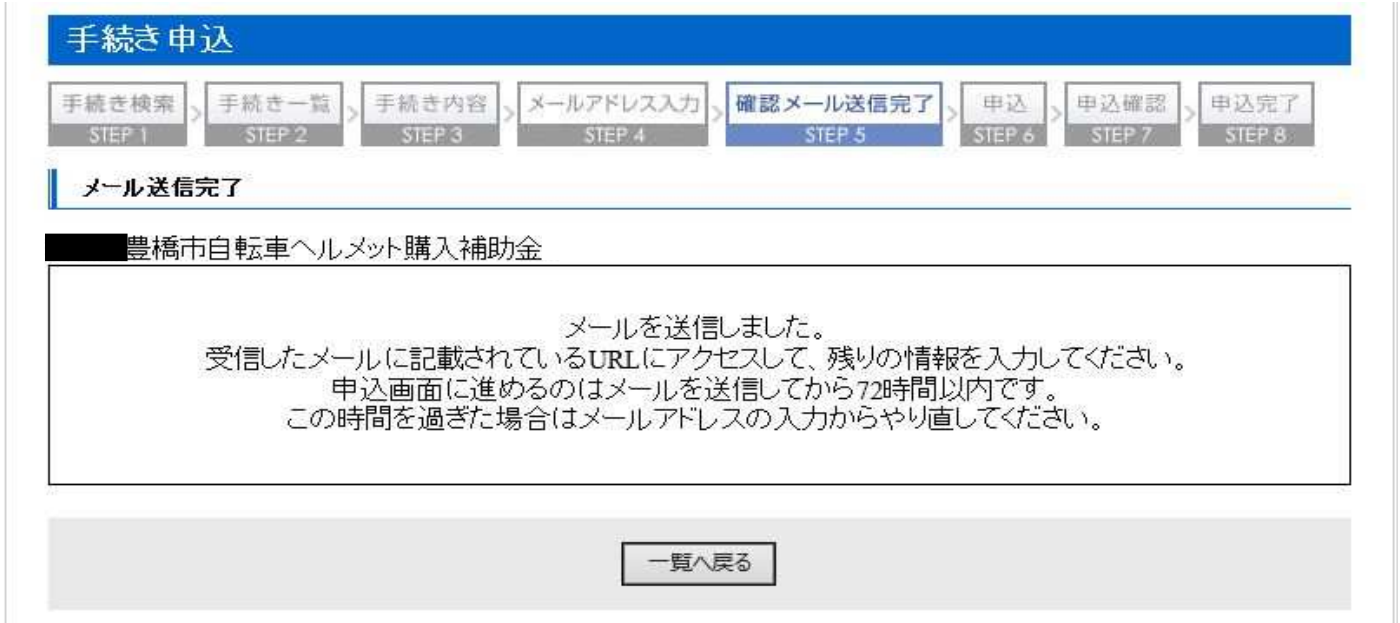

5. 確認メールの URL にアクセス

メールアドレス入力後、このようなメールがすぐに届きますので、こちらの URL を押してアクセスしてください。

6. 確認メールの URL にアクセス後の画面

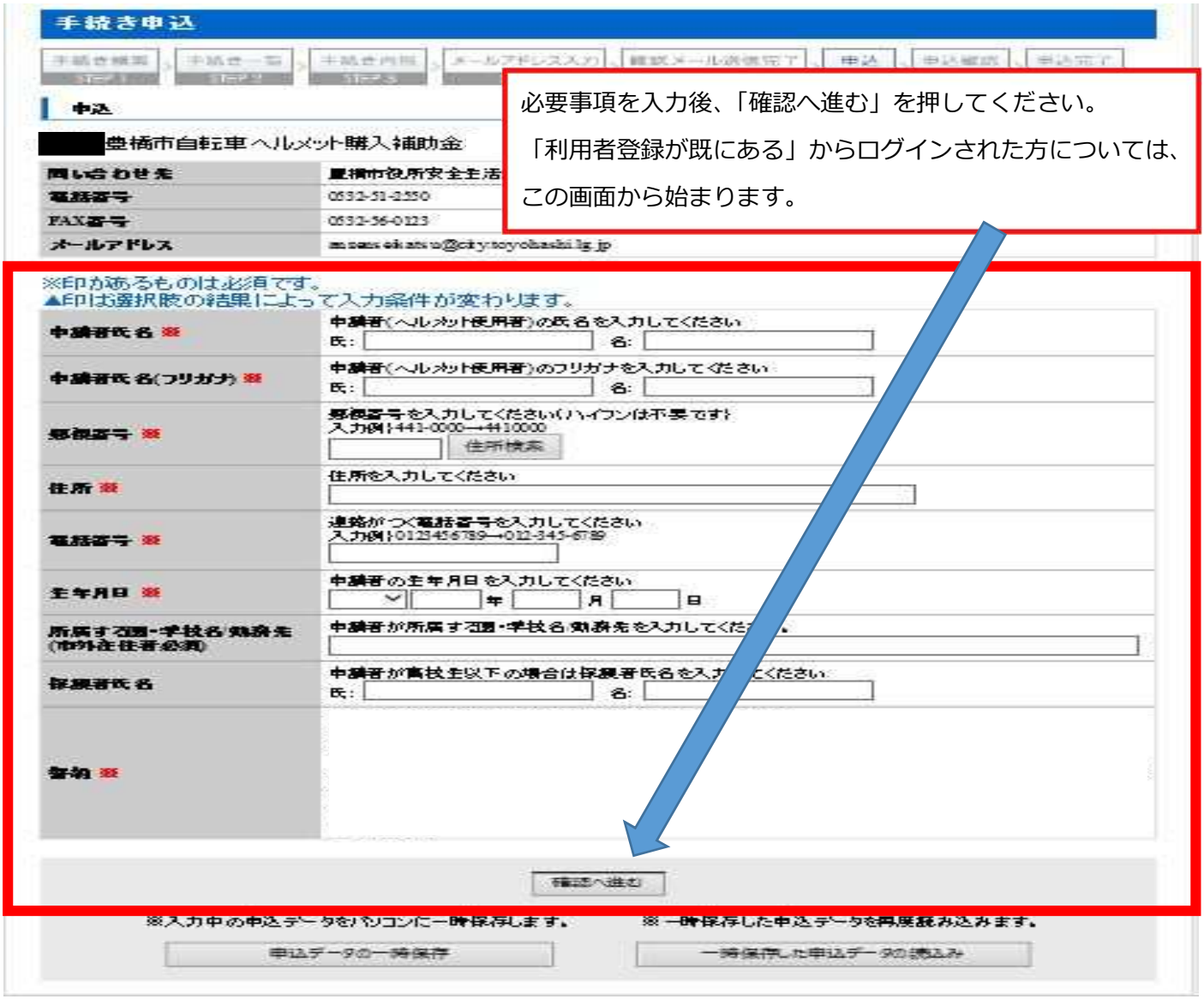

必要事項を入力後、「確認へ進む」を押してください。
「利用者登録が既にある」からログインされた方については、この画面から始まります。

7. 入力内容確認画面

8. 申し込み後の画面

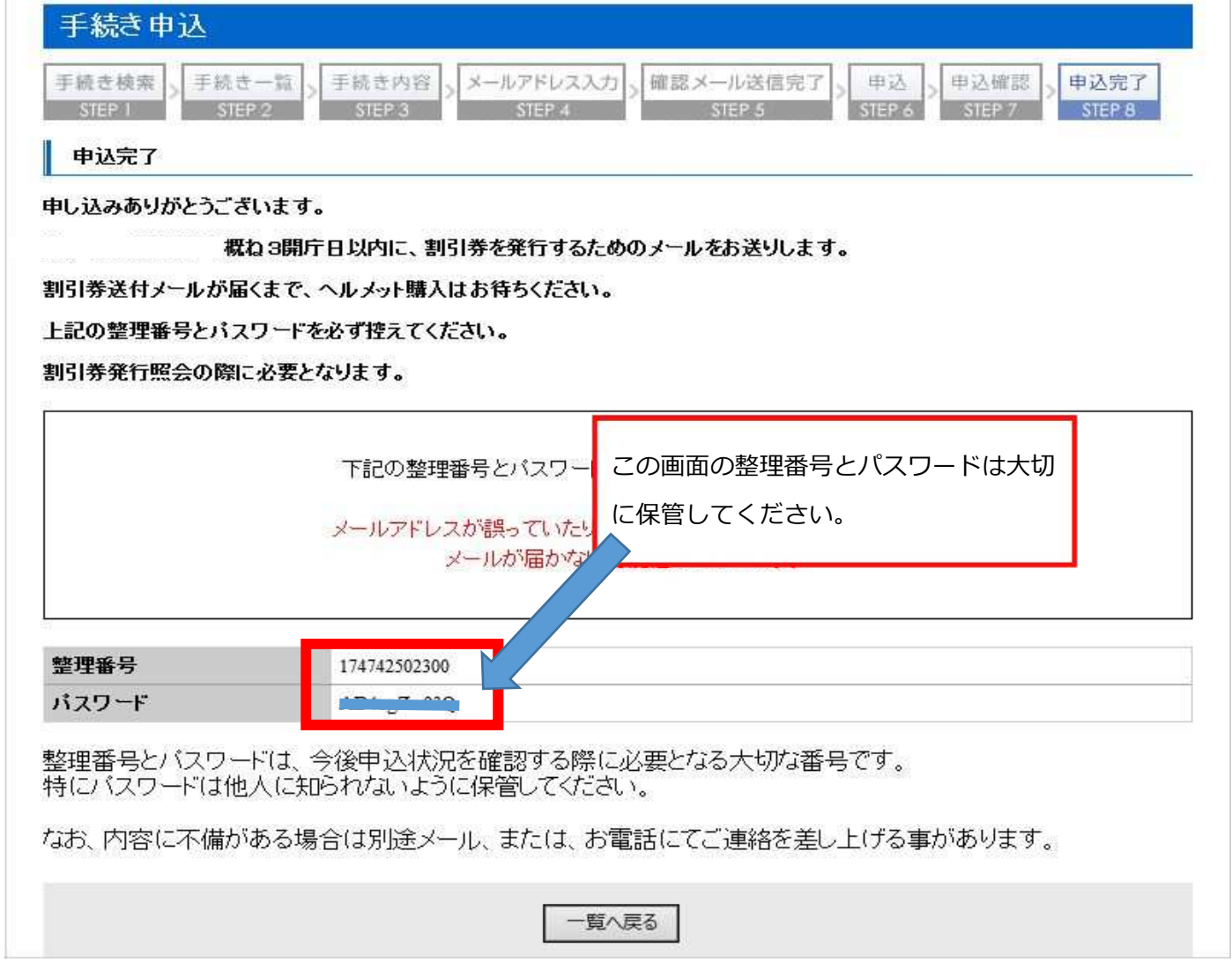

9. 割引券送付メール

自転車ヘルメット購入割引券送付【豊橋市安全生活課】

ヘルメット購入補助金申請の受理が完了しましたので割引券を送付しました。
下記ＵＲＬのリンク先で以前送信した整理番号・パスワードを入力しログインしてください。添付のファイルの内容を確認し、誤りがなければ割引券を印刷してください。
印刷した割引券に署名し、事業協力店へ提出することで補助を受けた（割引された）金額で購入することができます。
印刷ができない場合は、ダウンロードした割引券を事業協力店で提示し、店頭で割引券に記入をすることで購入が可能です。
※署名は必須です。
※本人確認のため、購入時に申請者（ヘルメットをかぶる方）の身分証明書を提示していただきます。お子様が申請者の場合、お子様の身分証明書の提示が必要です。

割引券ダウンロードはこちら
https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyohashi-aichi-u/inquiry/inquiry_initDisplay.action
事業協力店一覧はこちら
http://www.city.toyohashi.lg.jp/26016.htm

※ヘルメット購入時の注意点※
購入割引はお一人様１回までです。
補助額はヘルメット購入費用の2分の1です。（上限は2,000円）
補助金額に10円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます。
補助対象となるのは、市内在住の方のみです。
一度補助を受けたら再度補助を受けることができません。再度申請し、補助金の交付を受けた場合[illegible]請を取消し補助金を返還していただきます。

問い合わせ先
豊橋市役所安全生活課
電話：0532-51-2550
FAX：0532-56-0123
メール：anzenseikatsu@city.toyohashi.lg.jp

このメールは自動配信メールです。
返信等されましても応答できませんのでご注意ください。

概ね３開庁日以内にこのような割引券 URL が添付されたメールが届きますので、URL を押して割引券をダウンロードしてください。

10. 割引券ダウンロード URL アクセス後の画面

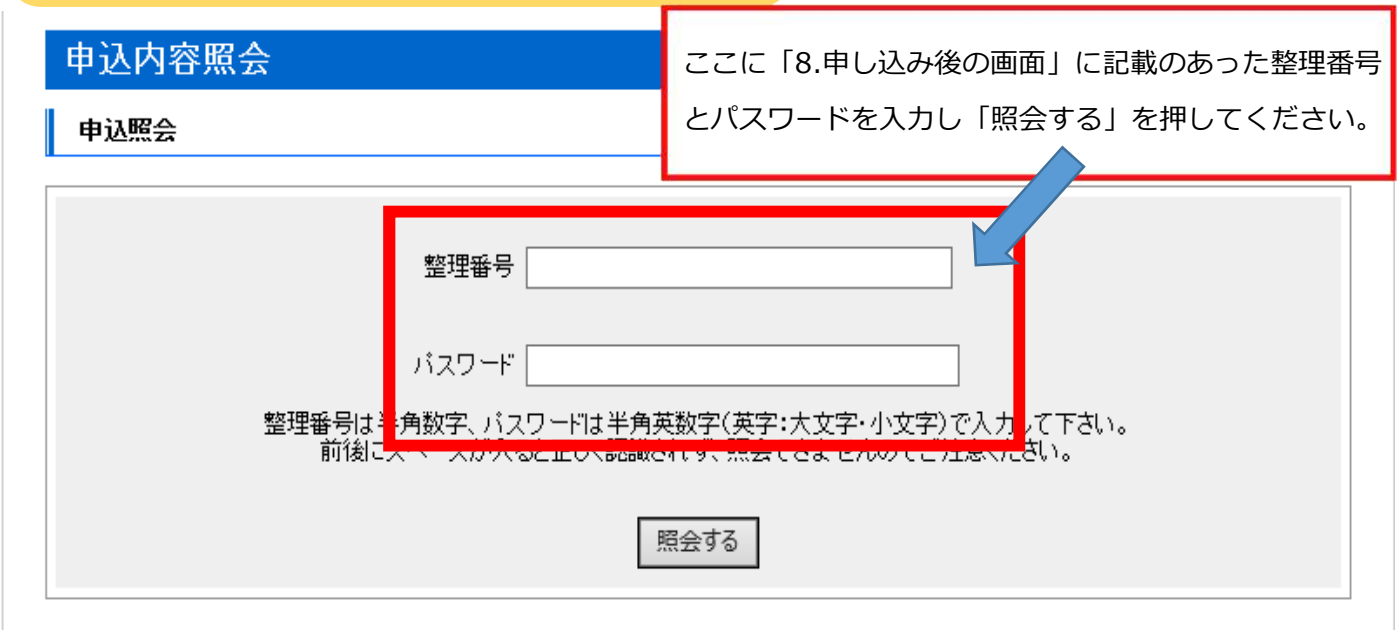

11. 割引券ダウンロード URL アクセス後の画面

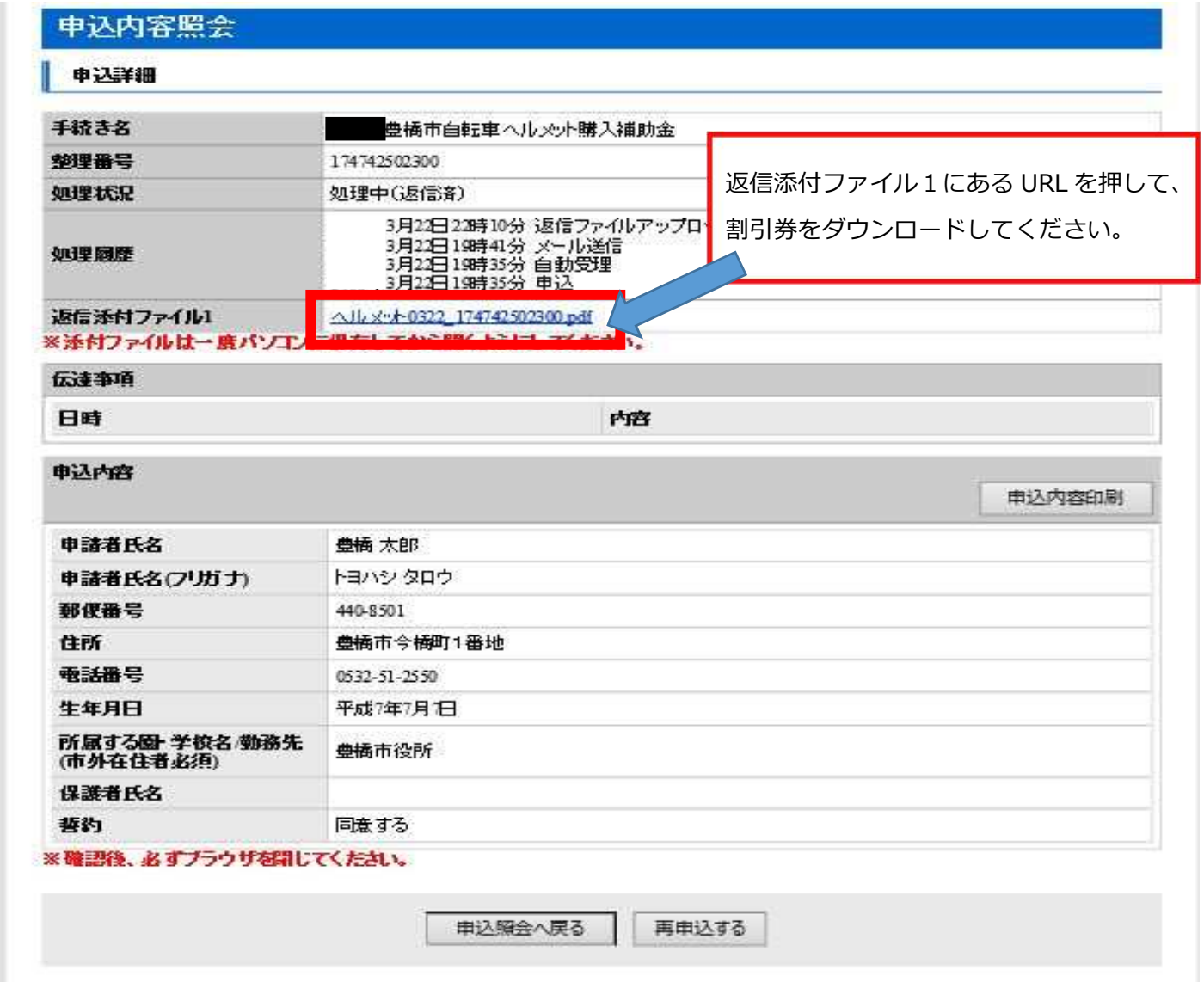

12. 割引券の画面

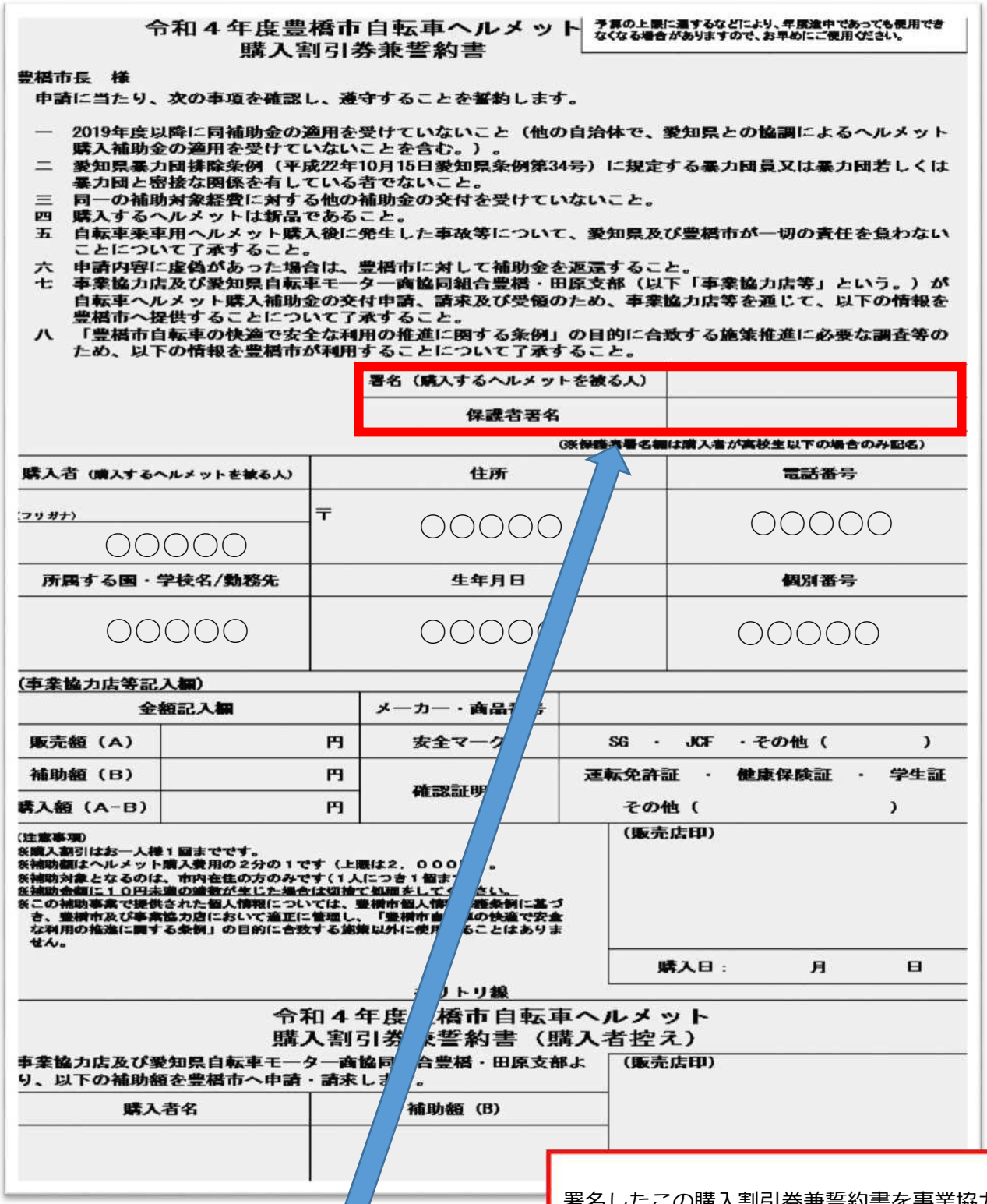

令和４年度豊橋市自転車ヘルメット
購入割引券兼誓約書

予算の上限に達するなどにより、年度途中であっても使用できなくなる場合がありますので、お早めにご使用ください。

豊橋市長　様

申請に当たり、次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

一　2019年度以降に同補助金の適用を受けていないこと（他の自治体で、愛知県との協調によるヘルメット購入補助金の適用を受けていないことを含む。）。
二　愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと。
三　同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
四　購入するヘルメットは新品であること。
五　自転車乗車用ヘルメット購入後に発生した事故等について、愛知県及び豊橋市が一切の責任を負わないことについて了承すること。
六　申請内容に虚偽があった場合は、豊橋市に対して補助金を返還すること。
七　事業協力店及び愛知県自転車モーター商協同組合豊橋・田原支部（以下「事業協力店等」という。）が自転車ヘルメット購入補助金の交付申請、請求及び受領のため、事業協力店等を通じて、以下の情報を豊橋市へ提供することについて了承すること。
八　「豊橋市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例」の目的に合致する施策推進に必要な調査等のため、以下の情報を豊橋市が利用することについて了承すること。

署名（購入するヘルメットを被る人）	
保護者署名	

（※保護者署名欄は購入者が高校生以下の場合のみ記名）

購入者（購入するヘルメットを被る人）	住所	電話番号
（フリガナ） ○○○○○	〒　○○○○○	○○○○○
所属する園・学校名/勤務先	生年月日	個別番号
○○○○○	○○○○○	○○○○○

（事業協力店等記入欄）

金額記入欄		メーカー・商品番号	
販売額（A）	円	安全マーク	SG　・　JCF　・その他（　　）
補助額（B）	円	確認証明	運転免許証　・　健康保険証　・　学生証
購入額（A−B）	円		その他（　　）

（販売店印）

（注意事項）
※購入割引はお一人様１回までです。
※補助額はヘルメット購入費用の２分の１です（上限は２，０００円）。
※補助対象となるのは、市内在住の方のみです（１人につき１個まで）。
※補助金額に１０円未満の端数が生じた場合は切捨て処理をしてください。
※この補助事業で提供された個人情報については、豊橋市個人情報保護条例に基づき、豊橋市及び事業協力店において適正に管理し、「豊橋市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例」の目的に合致する施策以外に使用することはありません。

購入日：　　月　　日

ミシン目線

令和４年度豊橋市自転車ヘルメット
購入割引券兼誓約書（購入者控え）

事業協力店及び愛知県自転車モーター商協同組合豊橋・田原支部より、以下の補助額を豊橋市へ申請・請求します。

（販売店印）

購入者名	補助額（B）

購入割引券兼誓約書に記載されていることをよくお読みいただき、署名を忘れないようにお願いします。

高校生以下の場合は、購入者と保護者の署名が必要となります。

署名したこの購入割引券兼誓約書を事業協力店にお持ちいただき、補助対象ヘルメットの購入時にお渡しください。

豊橋市自転車ヘルメット購入補助金 Q&A

Q１	割引券はどこで利用できますか？
A１	豊橋市ホームページの取扱店一覧に載っているお店でご利用いただけます。

Q２	どんなヘルメットでも購入できますか？
A２	SG マーク（一般社団法人製品安全協会が製品の安全を保障するマーク）などの安全性の認証を受けたヘルメットになります。SG マークのほか、JCF、CE、GS、CPSC マークも対象となりますので、マークがついているか必ず確認してください。

Q３	割引券はいつまで使用可能ですか？
A３	今年度のみ有効です。ただし、予算の上限に達する等により年度途中であっても補助を受けられない場合がありますのでお早めにご使用ください。

Q４	割引券を出せば 2,000 円引いてくれますか？
A４	割引できるのは、ヘルメットの代金（税込）の 1/2 で 2,000 円までです。3,000 円のヘルメットを購入する場合の割引額は 1,500 円となります。

Q５	割引券１枚で複数人（家族分等）を割引してくれますか？
A５	割引券１枚で１人分となりますので、家族でも１人ひとり申請をしてください。

Q６	e あいち 豊橋市 電子申請・届出システムで、１つのアドレス（スマホ・パソコン）を使用して複数（家族分等）の申請はできますか？
A６	申請は可能ですが、割引券はお一人ずつ必要になります。アドレス（スマホ・パソコン）が同じあっても、それぞれの申請者情報を入力することにより、１人ひとりの割引券の発行が可能です。

Q７	整理番号とパスワード記載のメールを失くしてしまったがどうしたらいいですか？
A７	パスワード再発行のメールをお送りしますので、下記にご連絡ください。 豊橋市安全生活課　TEL：0532-51-2550（平日：8：30～17：15）

Q８	割引券送付メールを消してしまったがどうすればいいですか？
A８	e あいち 豊橋市 電子申請・届出システムの「申込内容照会」からログインし、（整理番号・パスワードが必要）割引券をダウンロードしてください。 ※「申請団体選択へ」から豊橋市を選択してください。

Q９	家にプリンタが無くて割引券を印刷できないのですが、どうしたらいいですか？
A９	割引券送付メールからダウンロードした割引券をスマホなどに保存し、記載内容をヘルメット取扱店に設置してある、白紙の割引券に転記することもできます。 ダウンロードした割引券を USB などに保存し、コンビニで印刷も可能です。 ※コンビニでの印刷方法は、各コンビニにお尋ねください。

Q10	割引券に個人情報を記入するのに抵抗があります。市役所に直接提出したいのですができますか？
A10	申請者の事務負担の軽減や割引をヘルメット取扱店にて即日適用するため、ヘルメット取扱店での割引券の提示をお願いしております。なお、ヘルメット取扱店で提示していただく身分証明書等の内容は確認するだけで、内容を写すようなことはいたしません。

豊橋市自転車ヘルメット購入補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成７年豊橋市規則第８号）に定めるもののほか、自転車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）を豊橋市内で販売する事業者に対し、販売価格の一部を補助することにより、ヘルメット着用の推進を図り、もって交通事故の被害の軽減に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　事業協力店　市民がヘルメットを購入しようとする際に、補助額を控除した金額を支払い、購入でき、かつ市内でヘルメットを販売する店舗で、事業協力店になる旨の申し込みがなされたものをいう。

（２）　市民　市より交付を受けた割引券を使用して事業協力店においてヘルメットを購入しようとする者をいう。

（３）　ヘルメット　自転車に乗車する際に着用する新品のヘルメットであって、次のいずれかの認証等を受けたものをいう。

ア　一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク

イ　公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク

ウ　その他ア又はイに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの

（４）　特定取引　割引券を、購入の対価の一部の弁済手段として使用するヘルメットの購入における取引をいう。

（５）　割引券　豊橋市自転車ヘルメット購入割引券兼誓約書をいう。

（補助金の交付等）

第３条　補助金は、次の手順に従い、事業協力店に交付するものとする。

（１）　市民は、ヘルメットを購入する前に、市に対して割引券の発行を申し込む。

（２）　市は、前号の申し込みがあった場合は、速やかに当該市民が割引券の発行の対象であるかを審査し、対象であると認める場合には、割引券を発行する。ただし、割引券の交付対象となる市民は、次のいずれの要件も満たす者とする。

ア　豊橋市内に住民票があり、現に当該住所地に居住していること。

イ　愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有していないこと。

ウ　2019年度以降に本補助金の適用を受けていないこと（他の自治体で、愛知県との協調によるヘルメット購入補助金の適用を受けていないことを含む。）

エ　同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。

オ　購入するヘルメットは新品であること。

カ　ヘルメット購入後に発生した事故等について、県及び豊橋市が一切の責任を負わないことについて了承すること。

キ　申請内容に虚偽があった場合は、豊橋市に対して補助金を返還することについて了承すること。

ク　事業協力店及び愛知県自転車モーター商協同組合豊橋・田原支部（以下「事業協力店等」という。）が自転車ヘルメット購入補助金（以下「補助金」という。）の交付申請、請求及び受領のため、事業協力店等を通じて、割引券に記載される情報を豊橋市へ提供することについて了承すること。

ケ　「豊橋市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例」の目的に合致する施策推進に必要な調査等のため、割引券に記載される情報を豊橋市が利用することについて了承すること。

（３）　市民は、前号の規定により市から発行された割引券その他市が必要と認める書類を事業協力店へ提示する。

（４）　事業協力店は、前号の市民に対し、ヘルメットを販売する。この場合において、当該ヘルメットの金額は、補助対象経費から補助額を控除した額とする。

（５）　事業協力店は、補助額に応じ、市に第７条の規定による補助金の交付の申請をし、市から補助金の交付を受ける。

（補助対象事業者）

第４条　この補助金の補助対象事業者は、事業協力店とする。

（補助対象経費等）

第５条　補助対象事業における経費等は、次の各号に掲げる経費等とする。

（１）　補助対象経費　事業協力店が、ヘルメットを販売する価格をいう（消費税及び地方消費税相当分を含む。）。

（２）　自転車ヘルメット購入補助金　補助金の交付額は、補助対象経費の２分の１とする（交付額に１０円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる）。ただし、１個当たり２，０００円を上限とし、補助金を受けられるのは市民一人につき１回限りとする。

（３）　補助対象事業　事業協力店が、市民に対し、補助対象経費から補助額を控除した金額を対価として、ヘルメットを販売する事業をいう。

２　事業協力店は、市民が提出する割引券の記載内容を身分証明書により確認した上で、補助対象事業を行わなければならない。

（割引券の使用範囲等）

第６条　割引券は、事業協力店と市民との間における特定取引においてのみ使用することができる。ただし、他の補助との併用はできないものとする。

２　割引券を発行するための申込期限及び割引券の使用期限は、市長が別に定める日までとする。

（交付申請）

第７条　事業協力店は補助金の交付を受けようとするときは、豊橋市自転車ヘルメット購入補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて当月分を翌月１０日までに市長に申請するものとする。ただし、組合に加盟する事業協力店にあっては、組合がとりまとめ交付申請を行うものとする。

（１）　市民より提出を受けた割引券

（２）　前号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるもの

（交付決定）

第８条　市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、豊橋市自転車ヘルメット購入補助金交付決定通知書（第２号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第９条　事業協力店は、補助金請求書（第３号様式）により補助金を請求し、その交付を受けるものとする。ただし、組合に加盟する事業協力店にあっては、組合がとりまとめ請求を行うものとする。

（交付決定の取消及び補助金の返還）

第 10 条　市長は、事業協力店又は市民が次の各号に該当するときは、補助を取り消すことができる。

（１）　申請の内容に虚偽の事実が判明したとき

（２）　補助金を他の用途に使用したとき

（３）　前各号のほか、不適切な行為が判明したとき

２　前項の規定により補助金の交付決定が取り消された場合、既に補助金を受領しているときは、市長の指示するところにより、取り消された補助の額を返還しなければならない。

（委任）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年５月１２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和２年１１月２日から施行する。
附　則
この要綱は、令和３年１月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和３年１月４日から施行する。
附　則
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和３年１０月１日から施行する。

年　　月　　日

豊橋市長　　浅井　由崇　　様

所在地	〒　　－
名称	
代表者名	
電話番号	（　　）　　－

豊橋市自転車ヘルメット購入補助金に関する事業協力店申込書

私は、豊橋市自転車ヘルメット購入補助金事業協力店に申し込みます。申し込みにあたり、豊橋市自転車ヘルメット購入補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を読み、理解しました。また要綱の規程、市から提供される留意事項及び次の遵守事項を遵守することを誓約します。

一　要綱に規定するヘルメットを通年にわたり確保すること。

二　ヘルメットを購入する市民（以下「市民」という。）に対して、使用方法及びサイズ選定等並びに補助事業の説明を適切に行うこと。

三　要綱に規定する補助金の交付申請及び請求を適正に行うこと。

四　市民が提出する割引券の記載内容を身分証明書等により確認した上で、補助対象事業を行うこと。

五　補助事業に係る帳簿その他の資料を常備し、市が必要とあると認めるときは、提示又はその内容を報告すること。

六　補助事業に係る帳簿、領収書その他資料については5年間保存すること。

七　豊橋市暴力団排除除条例第2条に規定する暴力団員等に該当しないこと、及び当該暴力団員等に該当しないことを確認するため市が警察へ照会することにつき同意すること。

八　事業協力店の確認誤りなどによる市民との間で発生した問題（誤って控除したヘルメット補助相当額の回収を含む）は、当事者間で処理すること。

九　市からの再三の指導にもかかわらず、要綱の規程及び前各号に反した行為を継続して行うなど、補助事業の運営に支障をきたすと市長が認める場合は、事業協力店の承認を取り消すことに同意すること。

（第１号様式）

豊橋市自転車ヘルメット購入補助金交付申請書

年　　月　　日

豊橋市長　　浅井　由崇　　様

所在地
団体名又は店名
代表者氏名

豊橋市自転車ヘルメット購入補助金交付要綱第７条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助事業等の名称	豊橋市自転車ヘルメット購入補助金
補助事業等の目的及び内容		豊橋市自転車ヘルメット購入補助金事業（　月分）	
交付申請額		円	
補助事業等の着手年月日 及び完了年月日		着手　　年　　月　　日 完了　　年　　月　　日	
添付書類		１　豊橋市自転車ヘルメット購入割引券兼誓約書	

（第１号様式）

豊橋市自転車ヘルメット購入補助金交付申請書【記載例】

令和○○年○月○日

豊橋市長　　浅井　由崇　　様

翌月の１０日までに提出をお願いします。
申請日は記入不要です。

所在地　　豊橋市今橋町１番地
団体名又は店名　豊橋市役所自転車店
代表者氏名　　店長　豊橋　太郎

豊橋市自転車ヘルメット購入補助金交付要綱第７条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和○年度	補助事業等の名称	豊橋市自転車ヘルメット購入補助金
補助事業等の目的及び内容		豊橋市自転車ヘルメット購入補助金事業（○月分）	
交付申請額		○○○○円	
補助事業等の着手年月日及び完了年月日		着手　令和○○年○月○日 完了　令和○○年○月○日	
添付書類		１　豊橋市自転車ヘルメット購入補助金交付誓約兼誓約書	

月間の割引額の合計金額を記入してください。

着手日は該当する月の初日、完了日は末日を記入してください。
例：４月分の場合
着手：４月１日
完了：４月３０日

（第３号様式）

請　　求　　書

豊橋市長　　浅井　由崇　　様

住　所
団体名又は店名
代表者氏名

下記のとおり請求します。

記

１　請求金額

		億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金　額										

但し、令和　年度豊橋市自転車ヘルメット購入補助金として
（　月分）

２　請求年月日　　年　　月　　日

（第３号様式）

請　　求　　書【記載例】

豊橋市長　　浅井　由崇　　様

住　所　　豊橋市今橋町１番地
団体名又は店名　豊橋市役所自転車店
代表者氏名　　店長　豊橋　太郎

下記のとおり請求します。

記

１　請求金額

		億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金　額					￥	○	○	○	○	○

但し、令和　年度豊橋市自転車ヘルメット購入補助金として（○月分）

２　請求年月日　　年　　月　　日

請求日は記入不要です。

債権者登録申請書（新規）

年　　月　　日

豊橋市長　様

（申請者）
住所

氏名

下記のとおり申請します。

郵便番号				—					
住所									
方書									

フリガナ	
法・個人名	
支店名	
代表者職・氏名	

電話番号	（　　）　　—

通常口座	銀行コード								
	金融機関名					本・支店名			
	預金種別	1：普通預金　2：当座預金　3：その他（番号に○をつけて下さい）							
	口座番号								
	カナ								
	口座名義								

前金口座	銀行コード								
	金融機関名					本・支店名			
	預金種別	1：普通預金　2：当座預金　3：その他（番号に○をつけて下さい）							
	口座番号								
	カナ								
	口座名義								

※記入要領によりご記入下さい。

※登録申請書に記載された個人情報は、豊橋市からの支払に関する業務以外には使用しません。

（市役所使用欄）

会計課使用欄	依頼担当課	担当者	内線	登録番号

債権者登録申請書(新規)記入要領

1. 申請書は、申請者欄及び太線の中を記入し提出して下さい。

2. 誤って記入した場合は二重線を引き、訂正の文言を加筆して下さい。
　修正液や修正テープは使用しないで下さい。

3. 各項目の記入要領は下記のとおりです。

債 権 者 登 録 申 請 書(新 規)

年　　月　　日

豊 橋 市 長　様

(申請者)

住 所　*愛知県豊橋市今橋町1番地　豊橋ビル内*

氏 名　*株式会社　○○商事*
豊橋支店
支店長　今橋　二郎

} 必ず記入

下 記 の と お り 申 請 し ま す 。

郵便番号	*4*	*4*	*0*	—	*8*	*5*	*0*	*1*	
住　　所	*愛知県豊橋市今橋町1番地*								
方　　書	*豊橋ビル内*								

フリガナ	*○○ショウジ*　　(個人の場合)　*トヨハシ　タロウ*
法・個人名	*株式会社　○○商事*　　*豊橋　太郎*
支 店 名	*豊橋支店*
代表者職・氏名	*支店長　今橋　二郎*

電話番号	(　*0532*　)　*51*　—　*2690*

	銀行コード								
通常口座	金融機関名	*豊橋銀行*				本・支店名	*本店*		
	預金種別	①：普通預金　　2：当座預金　　3：その他　(番号に○をつけて下さい)							
	口座番号	*0*	*1*	*2*	*3*	*4*	*5*	*6*	←口座番号は右づめ
	カ　　ナ	*カ)○○ショウジトヨハシシテン*							
	口座名義	*株式会社　○○商事　豊橋支店*							

	銀行コード								
前金口座	金融機関名					本・支店名			
	預金種別	1：普通預金　　2：当座預金　　3：その他　(番号に○をつけて下さい)							
	口座番号								
	カ　　ナ								
	口座名義								

} 工事等で前金払を要する業者は記入

※記入要領によりご記入下さい。

※登録申請書に記載された個人情報は、豊橋市からの支払に関する業務以外には使用しません。

(市役所使用欄)

会計課使用欄	依頼担当課	担当者	内線	登 録 番 号
	○○課	○○○○	△△－△△△△	○○○○

※問合せ先　豊橋市役所 会計課 出納グループ
(0532) 51 － 2690

委　　任　　状

年　　月　　日

豊橋市長　　浅井　由崇　　様

住所

氏名

私は、　　を代理人と定め、
下記権限を委任します。

記

１．　　年度豊橋市自転車ヘルメット購入補助金の受領